

18-24

平成 20 年 2 月 15 日

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町 5 2 9
番地 ヒロセビル 5 階
特定非営利活動法人
京都消費者契約ネットワーク
代表者理事長 野々山 宏 殿

大阪市北区西天満 6 丁目 7 番 4 号
大阪弁護士ビル 6 階 609 号室
清木・松本法律事務所
積和不動産関西株式会社代理人
弁護士 松本

弁護士 西岡 由 記

T E L (0 6) 6 3 6 5 - 1 0 0 5
F A X (0 6) 6 3 6 5 - 5 0 7 8

冠省 当職らは積和不動産関西株式会社（以下「当社」といいます）の代理人として、2008年2月1日付「ご通知」を受けて、貴法人に対し以下のとおり回答します。

既に平成20年1月17日付書面にて回答のとおりに、当社は、貴法人が差止請求の対象とされる敷引特約を行わないこととしております。ゆえに、貴法人による差止請求（予防の

ための措置要求も含む)には理由がないことは既に回答したとおりです。

適格消費者団体の認定を受けた貴法人が、かかる事実関係を事前に調査されることなく、2008年1月11日付の差止請求書を法41条1項に基づく事前請求として当社に送付されたことは遺憾です。また、上記「ご通知」において、貴法人に対する違約金の支払約束を内容とする誓約書の提出を当然のようにな社に求められたことについては、適格消費者団体が事業者に対し一方的に違約金の支払約束を求めることが許されるかについて疑問があります。

したがって、貴法人による差止請求権の存在を前提とする、各種のご請求・ご要望(ひな形の提出を含む)には応じかねますので、その旨重ねて回答申し上げます。

なお、貴法人は当社に対して、差止請求とは別に、申入事項として、過去になされた契約における敷引金の取扱についての対応・見解を明らかにするようには要求されましたが、既に通知のとおり、個別事案に関することですので、回答は差し控えさせていただきます
以上

169-27-33427-0
郵便物は平成20年2月15日
郵便内容証明郵便物として差し出したことを証明します

郵便事業株式会社

